

京都市図書館の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月29日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第22号

京都市図書館の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市図書館の組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「館長」の右に「，事務局長」を加える。

第7条中第7項を第8項とし，第2項から第6項までを1項ずつ繰り下げ，第1項の次に次の1項を加える。

2 中央図書館の事務局長は，上司の命を受け，図書館の事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。

附 則

この規則は，平成19年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)